医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹　徹雄
弁護士　二本柳宏美

近時の医療判例（９）
－刑事医療裁判③　刑事手続　後編－

前回に引き続き刑事手続について解説します。今回は、裁判段階です。

５　刑事裁判（公判）の進行

⑴　概略

被告人が起訴された後は、公開の法廷での審理が行われ、判決が出されます。

起訴から判決までの期間は、数ヵ月か、長いときは１年以上かかることもあります。

⑵　審理のルール

審理は、被告人が起訴された犯罪事実を行ったかどうかを判断するために行われます。

その判断のため、検察官と弁護人から証拠が出されますが、刑事裁判では、疑わしきは被告人の利益に従うという原則があり、検察官が有罪立証を行います。

その証明の程度は、犯罪事実について合理的な疑いを容れない程度であるとされています。

また、自白が被告人に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされないとの原則があるので、自白以外の証拠が検察官立証の中核となります。

自白以外の証拠が関係者の供述である場合、その供述が信用できるものでなければ証拠としての価値がありません。

結局、刑事裁判における立証は、供述以外の客観的な証拠を中心としてなされることになるといえます。

▶必要的弁護事件と弁護人の選任

先日、公職選挙法違反の罪で起訴され、東京地裁で審理を受けている河井克行氏が、弁護人全員を解任したとの報道がありました（「河井克行被告が弁護団を全員解任　審理止まる可能性」朝日新聞デジタル2020年９月15日（https://www.asahi.com/articles/ASN9H71N4N9HUTIL039.html）2020年10月30日最終閲覧）。

まず、法律上、死刑又は無期もしくは長期３年を超える懲役もしくは禁錮に当たる事件等一定の事件の審理には、弁護人がいることが必要とされていますが（必要的弁護事件）、すべての事件について弁護人がいなければ審理してはならないとはされていません。

もっとも、弁護人の選任及び審理への立会いは、被告人の防御権の行使として重要であり、司法統計（2019年刑事事件編第23表）によれば、終局総人員48,751人のうち弁護人のついた被告人は48,538人であり、弁護人選任率は99％以上となっています。

他方、弁護人の選任方法としては、私選（被疑者・被告人が自分で選ぶ）と国選（裁判所が選任する）があります。私選弁護人が解任された後は、基本的には、被告人が改めて私選弁護人を選任するか、国選弁護人が選任され、審理が再開されることになります。

なお、国選弁護人の解任事由は刑事訴訟法で定められており、被疑者・被告人が自由に解任できるものではありません。

⑶　被告人の防御活動

弁護人は、犯罪の成立を争ったり、減刑等を主張し、主張に沿った立証を行います。

そのための準備として、起訴から公判までの間、弁護人及び被告人は、捜査機関が収集した証拠の開示を受け、各証拠により犯罪の立証が十分であるかなどを検討したり、被告人に有利な証拠の収集を行ったり、関係者に証人として証言することを依頼するなどします。

刑事医療裁判で、医療行為当時の医学的準則が争点となる場合には、医学文献等により、医学的準則を確認することも重要となります。

▶自分の証拠を隠滅したら？

証拠隠滅等の罪は、他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、もしくは変造し、又は偽造もしくは変造の証拠を使用したときに成立します。

したがって、刑事事件の被疑者・被告人が、自分の刑事事件に関する証拠を隠滅等しても、当該被疑者・被告人は証拠隠滅罪には問われません。

しかし、犯行隠蔽のための証拠隠滅等は、裁判では、刑が重くなる事情と評価されます。また、医療機関の評価を下げることにもなりかねませんので、絶対に行ってはなりません。

被告人は、第一審では基本的に公判に出頭しなければなりません。

被告人には、黙秘権の保障の下、起訴された事実について意見を述べる機会が与えられます。また、被告人質問といって、体験した事実等について、弁護人等からなされる問いに答える形で述べる機会があります。

これらの機会の対応についても、起訴後公判までの間に、弁護人と打ち合わせを行います。

⑷　判決

犯罪の証明があれば、法律で定められた刑罰の範囲内での刑の言渡しがなされます。

言い渡される刑は、行為態様の悪質性や結果の重大性等の犯罪行為それ自体に関わる事実や、被害弁償、前科前歴、反省等の事実を考慮して決定されます。

言い渡された刑が３年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金であれば、前科がないなど法律の要件を満たせば、刑の執行が猶予される場合があります。

▶刑事医療事件で問われうる代表的な犯罪

名　　称	要　　件	刑　　罰
業務上過失致死傷罪	業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた	５年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金
傷害罪	人の身体を傷害した	15年以下の懲役又は50万円以下の罰金
傷害致死罪	身体を傷害し、よって人を死亡させた	３年以上の有期懲役
同意殺人罪	人をその嘱託を受けもしくはその承諾を得て殺した	６月以上７年以下の懲役又は禁錮
虚偽診断書等作成罪	医師が、公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をした	３年以下の禁錮又は30万円以下の罰金
異状死体等の届出義務違反の罪	医師が、死体又は妊娠４月以上の死産児を検案して異状があると認めたが、24時間以内に所轄警察署に届け出なかった	50万円以下の罰金

有期の懲役及び禁錮刑は、１月以上20年以下です。

上の表で、業務上過失致死傷罪以外は、故意による犯罪行為です（業務上過失致死傷罪は過失による犯罪行為です）。故意とは、犯罪事実を認識又は予見していることです。法律上、故意がなければ特別の規定がない限り処罰されないこととされています（故意犯処罰の原則）。

▶業務上過失致死傷罪

刑事医療裁判の多くは、業務上過失致死傷罪で起訴されています（患者死亡では致死罪、負傷では致傷罪）。

同罪の要件は、①業務上必要な注意を怠った、②人の死亡又は負傷、③①と②の因果関係、で、裁判では、①の要件、すなわち注意義務違反の有無が争点となることが多いと思われます。

注意義務違反の有無は、行為当時に死傷の結果発生を予見することが可能であったか、当時の具体的状況のもとで現実に結果回避措置をとることが可能であったか、結果回避義務及び同義務違反があるといえるか、という点から検討されます。

このうち、結果回避義務は、「当該科目の臨床に携わる医師が、当該場面に直面した場合に、ほとんどの者がその基準に従った医療措置を講じていると言える程度」に「一般性あるいは通用性を具備した」医学的準則を基準として判断されています（福島県立大野病院事件・福島地方裁判所2008年８月20日判決）。

他方、犯罪の証明がなければ無罪判決が言い渡されます。

⑸　一審判決後

一審判決に不服があれば控訴、控訴審判決に不服があれば上告ができます。もっとも、控訴や上告ができる場合は法律で定められています。

６　まとめ

刑事医療事件数が減少傾向にあるとしても、捜査が開始されれば、これまで説明したような手続がとられ、当事者たる医療従事者の負担、不利益は決して軽くありません。

もっとも、万が一の刑事事件化に備えて早期のうちに弁護士にご相談いただければ、刑事事件となったときの負担を軽減できる場合もあります。

医療事故が発生した後は、事案解明、患者・家族への真摯な対応、警察への届出と併せて、弁護士への相談も意識していただきたく存じます。

＜参考文献等＞

前号と本号に関し、本文に掲げたもののほか、
医療行為と刑事責任の研究会「医療行為と刑事責任について（中間報告）」(2019)
松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第４版増補版〕』(弘文堂、2016)
梶英一郎「特集　刑事医療事故訴訟　第３弾　神奈川県立がんセンター事件　－麻酔科医の注意義務が問題となった事例－」判例時報No. 2298　Ｐ３(2016)
甲斐克則『医療事故と刑法』(成文堂、2016)
後藤貞人「刑事弁護の実際」日臨麻会誌Vol. 29 No. 7　P880 ～ 889（2009）